

第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成29年2月22日(水)

10:00～12:00

場所 「会議するなら」新橋8階会議室8E

議題

公認心理師カリキュラム等（試案）について

出席者（50音順）

奥村構成員、川畑構成員、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、
田崎構成員、丹野構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員、
増田構成員、宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 定刻になりましたので、第6回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームを開催いたします。本日は、遠くから来られた先生は朝早くからどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。まず、資料の確認と、本日の出席状況について事務局からお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 資料の確認をさせていただきます。本日配布いたしました資料は、資料1「試案について」、資料2「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方を踏まえたカリキュラムの達成目標(試案)」、資料3「大学及び大学院における必要な科目(試案)の考え方」、資料4「大学及び大学院における必要な科目(試案)」、資料5「公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(試案)」、資料6「法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)について(試案)」、資料7「公認心理師試験について(試案)」、資料8「受験資格の特例について(たたき台)」です。参考資料として、「公認心理師の資格取得方法について」、「第5回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおける主な意見(案)」です。

本日の出席状況ですが、構成員の皆様全員に御出席いただいております。事務局からは以上です。

○北村座長 早速議事に入ります。お約束どおり、今までの議論を踏まえて試案ができています。これを幾つかのテーマに分けて議論していきます。最後には、「試案」を「素案」という、ここのワーキングとしてのまとめということで、「素案」というものを作り、それを親の会へ上げる段取りになっています。もちろん本日ということではありません。まだ数回ありますので、それでもんでいきたいと思います。本日出てきたのはたたき台ですが、まとめる方向にいきます。それでは、「到達目標」について、事務局から説明をお願いします。

○松本主査 資料1は、試案の表紙に当たるものです。座長からもありましたけれども、こちらの試案について議論を深め、3月中をめどに素案として取りまとめた後に、検討会に報告をする方針としております。具体的には資料2から資料7までになります。

資料2は、公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方を踏まえたカリキュラムの到達目標の試案です。これまでの議論を踏まえ、具体的には1番の「公認心理師としての職責の自覚」以下24番まであり、それぞれ到達目標を書いております。これまでの議論を踏まえて、全体的に包括的な文言にしているほか、概説と説明と違いについて少し御指摘もありましたけれども、こちらに関しても事務局で整理をいたしました。概説と説明の違いとしては、概説のほうが少し大きな枠組みのものについて概要を説明するというニュアンスです。説明のほうがより具体的なものの説明をできるようにということで、概説よりも少し詳しいものを求めています。説明は以上です。

○北村座長 資料1は表紙ですので、特に問題はないと思います。資料2ですが、いつも申し上げているように、Outcome-based education を取り入れるということで、これがアウトカム、公認心理師が持っている能力、あるいは学んでおくものという理解です。

今度は名前のほうなのですが、授業科目、講義科目と関連してくるのですが、看護や他の職種だと、例えば、今までは解剖学みたいなのが、21 番を見ると、「人体の構造と機能及び疾病」と書いてあります。看護学の授業科目は「人体の構造と機能」という学問となっていて、解剖学というのは余り使わないようになってきています。英語との対応等もあるのですけれども、むしろ具体的に何を学ぶコース、講義なのかが分かるようにする。今までのを見ていると、大学院だと何とか心理学特論と書いてあって、特論で何と聞くと、大学院が特論で、同じ名前で学部で特論が外れていると。それでは同じことをやるのですかみたいな話になってしまいます。むしろ、何をやるのかははっきりさせたほうがいいだろうということで、後で出てくる講義名、科目名もこれに似たような形になっていて、慣れない方にはちょっと違和感があるかもしれません。言葉の言い換えというぐらいで御理解いただければと思います。

それから、理念としてはこれが公認心理師が持っている能力ということですから、国家試験にはここから出る、逆に言えば、国家試験はここ以外は出ない。これを基に国家試験のガイドラインを作っていくことになる。ここから出るとなれば全部出ます。年によって出ない科目があるというのは本当は理想ではないです。問題数が限られているので、そういうこともあるかもしれませんが、受験生にはこの 1 番から 24 番まで全部出ますというふうに言います。

例えば、1 番の「職責の自覚」などというのは、自覚を国家試験でどうやって問うのだとおっしゃるかもしれませんが、やはり国民目線から、公認心理師としての役割や法的義務という問題もしっかり出ます。2 番の「問題解決能力と生涯学習」の生涯自己研鑽する能力を国家試験でどうやって問うのだと言われても、パッと良い問題を思い付きませんが、これも国家試験の対象という理解をしてください。もちろん出ないかもしれませんが、出る範囲内です。そういう上でいかがでしょう、資料 2 について御意見をください。

○増沢構成員 この中で、心理に関する支援の 15 番です。15-3 に「心理療法やカウンセリングには実施者の能力等によって限界があることを説明できる」というのは、どういうことを言っているのか、少し違和感を感じるのが 1 点あります。これは質問です。

加えて、ここで論議をずっとしていくと、もっと全体的なトータルな心理、幅の広い心理療法の展開ということが非常に大事なのかと思っています。いろいろな技法があって、それぞれ得意なもの、不得意なものがみんなあるわけです。要は、自分の能力によって限界があるうんぬんの前に、ケースのアセスメントに応じて、適切な技法を選択・調整・適応できる能力こそが大事なのではないかと思います。様々ある、この支援を受ける人には何の技法を使うのか、どういうアプローチが必要なのかということ。その項目を 1 つ加えることのほうが意味があるのではないかと思いますというのが 1 点です。

もう 1 つは、いろいろな現場の中で、子供の現実の暮らし、生活に視点を置いた心理支援ということ、これは被害者支援もそうですが、「アウトリーチについて概説し、実践できる」という項目がもう一点あってもいいのではないかと思いますという意見です。

それから、蒸し返しになってしまうのですが、これは私のこだわりでもあるかもしれないのですが、心理的なアセスメントの言葉についていろいろ議論されてきています。もっと心理的なアセスメントについて、このままでもいいと思うのですが、よりそういった全体的な、包括的なアセスメントということを意識するならば、むしろ「包括的心理アセスメント」という言葉のほうが適切ではないかということをも1つ思いましたので、意見として述べさせていただきます。

○北村座長 私も答えられないのですが、15-3 だけで言う「実施者の能力等」ということで、決して実施者の能力だけにいてはなくて、一般的に心理療法やカウンセリングにも限界があって、場合によっては早めに薬物療法等のほうへ行くということをも、暗に言いたいのではないかと思います。ただ先生がおっしゃったのは、15-1 との関連で、「代表的な心理療法並びにカウンセリングの意義・適応について概説でき」で止めで、「実践できる」という言葉を付けましたので、実習・演習等を通じて、そういう能力を身に付けていただくと同時に、その限界も 15-3 で身に付けていただくという流れだと思います。

それから、包括的アセスメントについては私もよく分かりませんが、14-1 などにそういう言葉が出てきていますので、読み換えていただければ何とかなると思います。どなたか補足をお願いいたします。

○川畑構成員 私も、増沢先生の御意見には全く同感です。限界というのは大事ですが、その前に適切な技法の選択と、現場やその対象者の特性に合わせたアレンジメントというのが非常に重要で、単に基本的ないろいろな技法を学ぶというだけではなくて、それをそのように応用できることが非常に大事なことで、その1項目を加えていただくというのは、私は賛同したいと思います。

○北村座長 川畑先生、14-1 の包括的アセスメントについても、今のままで理解できますか。

○川畑構成員 「包括的アセスメント」という言葉に関しては、領域によって、今は福祉現場でも医療でも包括的アセスメントという言葉の使い方がありますが、それぞれに定義があるのではないかと思います。その用語を使うかどうかという点では、一般論としてその言葉をここに書き込むよりも、もしかしたらもう少しぼやかしておいたほうが適用はいいのかという感じもします。

○北村座長 ありがとうございます。また検討します。他に御意見はありますか。

○吉川構成員 今言っていた、「心理療法やカウンセリングには実施者の能力等によって限界がある」という言い回しですが、ここにわざわざ「実施者の能力等」を入れなくても、「適用には限界があることを理解できる」、あるいは「説明できる」ということで問題ないのではないかと思います。

○北村座長 私もそう思います。あえて「能力」というのは露骨すぎます。

○増田構成員 先ほどの増沢先生の御意見で、アウトリーチのことが出てきたと思うので

す。ここの心理に関する支援のところで 14 と 15 を読むと、いわゆる来談者を施設で面接すると、カウンセリングをするというイメージが強いのです。アウトリーチというのは、今後心理臨床していく上では、重要な要素になると思いますので、「アウトリーチ」もこの中に入れていただくということをお願いしたいと思います。

○中嶋構成員 私の認識では、「アウトリーチ」というのは「地域連携」の中に含まれているのではないかと考えています。3 の所で含まれていると私は理解していました。

○北村座長 3-1 辺りですか。また検討して、外出しにしてもいいのかどうか。内容に関しては誰も反対するわけではなくて、理解しやすいところ、あるいは試験問題にするのはどこですかみたいなところ。

○増田構成員 中嶋先生がおっしゃったように、3-1 で含まれているとは思うのですけれども、より明確にする意味では入れたほうがいいかなと考えております。

○北村座長 他にはよろしいでしょうか。

○川畑構成員 もう 1 つ 15-3 では増沢先生が言われた、「特性に応じて」というアプローチの所にも、実はそのアウトリーチというのは選択肢として入るという意味合いが含まれるのではないかと考えています。

○北村座長 また検討します。今度は「必要な科目」を議論していきます。大学及び大学院において必要な科目の考え方と、科目の試案について事務局から資料の説明をお願いします。

○松本主査 資料 3 と資料 4 を御覧ください。少し行き来しながら説明させていただきます。資料 3 の 1.「大学における必要な科目について」ということで、過去のたたき台とかなり似たものです。単位数の規定については、省令では単位数等は定めないとしております。2 番は、実習科目については時間数の下限を規定する、3 番は、演習科目については時間数は規定しない旨記載しております。

イとウの講義及び演習科目と実習科目については、資料 4 も一緒に御覧ください。資料 4 の 1 ページで、「大学における必要な科目」ということで、講義及び演習科目については、A の「心理学基礎科目」と B の「心理学発展科目」、実習科目については、心理の実習・演習科目という分け方をしております。さらに、B の心理学発展科目は、基礎心理学、実践科目、心理学関連科目のカテゴリーに分けております。

C の「実習演習科目」ですけれども、資料 4 の 5 ページも一緒に御覧ください。大学における実習については、心理に関する、C の実践ができることが望ましいということにしておりますけれども、見学等による実習を行いながら、指導者教員による指導を受けることにしております。実習施設については、主要な 5 分野である保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働に関する施設を想定しておりますけれども、施行後の当分の間は経過措置として、医療機関での実習を必須として、それ以外の施設の実習については適宜行うとしております。

5 ページの半分より下の「指導体制」については、基本的には公認心理師の資格取得後

5 年以上業務に従事した者で、講習会を受講した者としております。こちらについても経過措置を設け、大学の指導を担当する教員に関しては、3 年以上心理分野の教育に従事した者も可とし、学外施設における実習指導者については、5 年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等も可とすることにしております。教員と、現時点の実習指導者の配置人数については、いずれも実習生 5 人につき、教員 1 人以上にしております。

資料 3 の 2 ページで、2 番の「大学院における必要な科目」です。こちらでも単位数等の規定については、大学と同様に省令では単位数等を定めませんが、実習科目については時間数の下限を規定することにしております。

科目ですけれども、資料 4 の 1 ページの下の部分です。大学院における必要な科目としては、大きく A の「心理実践科目」と、B の「実習科目」ということで、科目の数で言うと①から⑩までの 10 科目になります。A の「心理実践科目」については、講義及び演習に該当するものではありませんけれども、「さまざまな事例について議論を行うといった演習形式で実習することが望ましい」と書いております。

大学院における実習については、資料 4 の 7 ページに詳細を記載しています。大学院においては、大学よりも充実した実習を求めるということで、実際の事例を受け持った上で、指導者とともに実践を行うことが望ましいというふうにしております。

実施する施設については、5 分野のうち 3 分野の施設において、見学だけでなく支援を要する者に対して支援を実践しながら指導を受けることが望ましいとしておりますけれども、医療機関を必須として、医療機関以外の施設においては見学を中心とする実習も含む形にしております。

内容については、大学又は大学院に設置されている心理相談室、若しくは学外の施設において、心理に関する支援を要する者等の面接を必ず行うこととし、その時間を規定するということで、7 ページの⑩2 ポツですけれども、270 時間以上、うち学外が 90 時間以上というように案としては書いております。

大学院における実習・演習の指導体制の要件と配置人数については、大学での実習と同じようにまとめております。

○北村座長 科目からやっていきます。資料 3 は総論のようなことが書いてあります。具体的な科目が資料 4 にあります。御意見を頂く前に、先ほどの言葉になりますが、資料 4 の 1 ページです。大学における必須の科目は 3 科目ですかという質問があります。基礎科目 A と B と C とあります。これは科目群の名前で、科目は①②③④⑤とあります。ある意味、今までの考え方だと、それぞれが 15 コマ 2 単位ぐらいのイメージ、もっと多くて 3 単位とか、そういう単位数ですから、②までの座学的なのであれば 44 単位ぐらいのイメージを持っています。だから、1 つずつは 15 コマぐらいの講義数があるということです。

大学院もそうです。⑨までの座学系がありますが、それぞれが 2 単位ぐらいで 18 単位。それで⑩の 450 時間を 10 単位ぐらいにみなしますから、28 単位。30 単位以上で大学院ということで、選択で 2 単位以上は取っていただくというようなイメージです。ガチガチで

はなくてイメージです。

だから言葉が、特に大学院は何かの展開とか、学問らしくないのですが、あえて何とか特論よりは、こっちのほうは何を教えるかが分かっていいだろうということで、あえて書きました。それを読み換えていただいて、何とか特論と。うちではこの内容を教えているで全然構いません。内容的には、こういう内容がしっかり網羅されているというような意図です。学部の方もそうです。何とか学と何とか心理学と付いておりますが、こうでなければいけないというものでもなくて、内容的にこれです。

ごっちゃにするとややこしいので、まず学部の大学における必修の科目並びに演習・実習に関して御意見を頂けますか。

○丹野構成員 大学のカリキュラムについてですが、このワーキングでは学部のカリキュラムについて発言される先生が少ないので、まとめて3点ほど発言させていただきます。1つ目は単位数について、2つ目は実習について、3つ目は統計法についてです。

1つ目の単位数なのですが、資料3の1のアの「単位数等の規定」の所で、「講義及び演習科目は単位数は定めない」と書いてあります。先ほど北村先生がおっしゃったように、大体1科目は15回の授業を前提とすることは私たち大学の教員としては、普通の考え方です。ただ、それが明記されていないと、幾らでも少なくすることもできるので、単位数を明記していただきたいというお願いです。特に大学に関してです。

これは推進室に質問なのですが2つの科目、例えば資料4「必要な科目」に書いてある①から②の科目なのですが、そのうち2つとか3つをまとめて2単位にするということのようなことは可能なのでしょうか。単位数を定めなければ、そういうこともあり得ますよね。もっと言うと、実践心理学の5つの科目を、全部まとめて2単位でやって、1つは0.2単位としてうちはやった、というようにして大学が認定を出せる。その場合に、その学生はちゃんと0.2単位取りましたよ、ということを申請するわけですがけれども、もし単位数が定められていなければ、それも認めざるを得ないということになります。

もっと極端に言うと、この22科目を全部1単位でやっても、法律には触れないということになるわけです。そういうことはいけないことなので、どこかで単位数を規定していただきたいのです。質問ですが2つ以上の科目をまとめて2単位とするようなことは可能なかどうかを教えてください。

○北村座長 1つずつやりましょうか。事務局は答えられますか。

○丹野構成員 あるいは、文部科学省の方がいらしているので、大学の設置基準からいって、省令で定められた2つ以上の科目を1つにするようなことというのは、設置基準からいって可能なのでしょうか。それを教えていただくと有り難いです。

○川崎専門職大学院室長補佐 設置基準はあくまでも大学の一般的な運営ルールを定めているものですので、先生がおっしゃったように、2単位15コマの内容をどういう内容に構成するかは大学の御判断でやっていただくべきものですので、恐らく公認心理師で指定する科目との関係で、何か設置基準と抵触する考えはないと思いますので、この会議の場

で御議論いただく論点かと思っております。以上です。

○丹野構成員 ありがとうございます。というと、「1科目2単位を原則とするとか、標準とする」とか、それは明記しておいていただけると有り難いと思うのですが。

○北村座長 その方向で検討したいと思いますが、実は1単位が何時間と決まっていないのですね。

○丹野構成員 いや、1単位は15時間が下限ですよ。15時間が下限で、大体、普通の大学は、1単位を15時間として数えている。15～30時間という規定があるのですが、30時間は演習で、15時間が講義と、大体そうになっています。

○北村座長 また検討します。おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○丹野構成員 第2点目ですが、実習についてですが、資料4の5ページですが、「大学における実習及び演習の指導体制」で、先ほど指導の体制は大学と大学院の実習体制は全く同じということだったのです。ただ、前々回の議論でも、同じ基準を大学と大学院でやるのは少し厳しすぎるとなりました。多分、大学の場合、実習者は大学院の3倍ぐらいになるだろうと思うので、実習生5人につき1人というのは余り厳しすぎる基準で、現実には合わないのです。そこで、最低10人、できれば15人ぐらいにしておいていたほうが現実なのではないかという意見です。大学院は5人でいいと思うのですが。

○北村座長 確かにそうですね。幾つかの大学を拝見させていただいて、多い大学は50人以上の定員があったりするので、5人に1人というのは、厳格にやると本当に実習できなくなってしまいますので、また検討させていただきます。ありがとうございました。

○丹野構成員 第3点目は科目名です。資料4の2ページの④「心理学研究法(統計法を含む)」という科目ですが、これは大きく1と4が実証的な方法で、1には質的な研究も入ったわけですが、2と3は統計手法ということなのです。最初は3団体案でも心理統計法という別の科目だったわけですが、それが研究法と統計法が2つ合体して1つの科目になってしまったのです。この2つは現在の多くの大学では別の科目として開講されていて、それぞれ2単位で両方必修という大学が多いと思うのです。ここもできれば2つに分けていただいて、④の1、2、3、4という項目を2つにして、1と4が「心理学研究法」で、2と3が「心理統計」としていただくと有り難いと思います。心理統計というと、いかにも基礎的なイメージですが、そうではなくて、公認心理師が実際に心理アセスメントとか心理療法の効果などを見るときには、必ず統計的な考え方を使うし、非常に重要なのです。我々は研究法と統計法というのは違う科目だと認識しているので、分離をしていただければ有り難いと、そういうお願いです。

○北村座長 ⑤も含めて④⑤をいろいろ検討しました。ただ、今決めているのは、大学の在り方を決めているのではなくて、臨床心理士あるいは公認心理師という実践者というか、現場で働く人がどこまで必要かというときに、もちろん実験も研究法も知らなければいけないけれども、メインにはなりにくいのかというところで合体させていただく。だから、大学によって④を4単位にしてやっていただくのは全然構わないし、大学によってはコー

スが分かれていて、研究者を育てるコースと実践者を育てる、臨床家を育てるコースに分かれている所もありましたし、増やすのは全然構わないのですが、臨床家の最低限としたら、このようなところかと思うので提案しています。

○丹野構成員 もちろん研究者を育てるというわけではないのです。大学の時代にはきっちと統計的な考え方を身につけ、統計学は心理学の基本的なベースにある基盤なので、それが臨床の実践にも関わってくると私たちも信じているのでお願いしているわけです。

○沢宮構成員 2点あります。1点は、心理学基礎科目の「公認心理師の職責」についてです。科目名が前回「職業倫理」となっておりましたが、「公認心理師の職責」に変えていただきました。公認心理師の基本的な心構えやプロフェッショナリズムを教える科目名としては、より適切になったと思います。ありがとうございます。

もう1点は、今、丹野先生もおっしゃった「統計法」の問題です。心理学の研究で利用される代表的な統計手法を扱う「心理学統計法」は、サイエンスとしての心理学の礎となるだけではなく、心理療法の効果研究などにも欠かすことのできない重要科目です。例えばいろいろな問題に対してどのような援助がより効果的かを検討する際にも、「心理学統計法」は必須です。そういう意味では、臨床家が備えておくべき最低限の能力としても、「心理学統計法」は必要不可欠だと考えます。「心理学研究法」では、量的研究及び質的研究、事例研究を含むきわめて広範な内容を扱いますので、「心理学統計法」はこれとは別に、科目として独立させていただきたいと思います。

○北村座長 ありがとうございます。また検討します。

○吉川構成員 大学における必要な科目のA、Bの分類の名前ですが、心理学では、伝統的に基礎心理学と応用心理学あるいは臨床心理学という呼び習わしがあるのです。基礎心理学という言葉ですが、B「心理学発展科目」の中に基礎心理学というのも馴染まないし、基礎心理学は従来は⑥～⑪辺りが基礎心理学と呼ばれていて、⑫⑬⑭はその応用の領域であると私たちは考えてきましたので、そこを一気に基礎心理学とラベリングしてしまうと、現場で少し混乱が起こるのではないかと。実践心理学の名称ですが、この会議でも二転三転しており、それが応用心理学、臨床心理学、そして最終実践心理学とネーミングをされるとしたら、それはどういう意味合いであるか説明していただけると、現場も納得しやすいと思います。それは心理学の伝統と関わってきますので。

もう1つ、最後の心理学関連科目で、⑳㉑㉒があるのも何だか座りが悪いのです。これは心理学ではないし、心理学の周辺科目で医学を位置付けては、これは少しかえって不適切ではないかと。むしろ公認心理師職務に関連する科目として整理していただいたほうが、すっきりするようには思いますし、そうすると、A「心理学基礎科目」の①「公認心理師の職責」は、トップに出ていることは意味があると思うのですが、これはむしろ公認心理師職務関連科目として㉑㉒㉓の流れの中で位置付けられたほうが、何か目には馴染みやすいように思います。この辺り、例えば先ほどB「心理学発展科目」と付けていただいた基礎心理学の基礎を、例えば中核心理学という名前に変えていただくこともありかと思いま

すし、最後の括弧の心理学関連科目は、名称は再考いただければすっきりするようには思います。よろしくお願いします。

○北村座長 ありがとうございます。まず、公認心理師の職責ですが、これも5年ごとに見直すというところで、公認心理師の職責、プロフェッショナリズムというのが、ほかの⑳㉑㉒の流れになったほうが座りがいいようにも思うのですが、新しい制度の発足に当たって、国家資格はこういうものであって、国家資格で、それを基に仕事をするときにあってはならないことがないように強く言いたいというので、最初の5年くらいは一番上に置かせていただきたい。座りは悪いかもしいのですが、新しい制度の新しい教育システムができるのだったら、解剖学を教えるよりも、心理学の基礎を教えるよりも、何はともあれ公認心理師の責任、国民の期待、そういうものをしっかり捉えてほしいことを是非教えていただきたいと思って、座りが悪いのは重々知っております。心理学基礎科目の①の、本当はもっとその上に上げたいくらいなものですが、御理解いただければと思います。

基礎心理学のどこで線引きをするかは、微妙によく分からないのです。ただ、応用心理学という言葉があるのです。応用と実践だったら、今後、実践のほうがいいかという議論があったように思います。応用心理学が臨床というか、実際の実践と、応用は何か違う言葉かと思います。ただ、基礎心理学と実践心理学の線引きは確かに難しいのですが、取りあえずここに置きましたが、そこに関しては議論があっていいと思います。

関連科目は、おっしゃるとおりですが、どこに置いていいのか分かりませんし、この順番で習ってもらっても困るのですね。人体の構造や精神疾患は、もっと前のほうで習っていただきたいとは思いますが。関係行政論と職責はかなり関係しているとは思いますが、また検討しますが、またどこかに持っていくと、またどこか座りが悪くなるので、また検討します。

○増沢構成員 細かい所が1つあります。資料4の3ページの⑬「心理的アセスメントに含まれる事項」の3「さまざまな心理的アセスメントの方法」の「さまざま」は、恐らく方法に係ると思うのですが、心理的アセスメントが様々というのは少しおかしいので、むしろ「さまざま」を取ってしまうほうがいいのではないかと思います。それと、ここからはあれですが、アセスメント、心理臨床の現場においてアセスメントは、常にケースのやり取りの中で進化していく過程のものだということがあります。心理判定だけしてというところでとどまらないというのですかね。

この4までだと、どうも判定まででとどまるというようなイメージが非常に強くあり、先ほど展開という言葉が余り望ましくないという話はあったのですが、アセスメントの展開という辺りは、1つ項目として入れて、展開の中で括弧付きでアセスメントの評価と修正ということ。また、評価と言っても、一定程度やって効果測定してというよりも、日々の臨床の中でいろいろな情報が膨らんでくるものでありますので、そういう過程で常にアセスメントは進化していく。この辺りは非常に大事なところだと思うので、ここは1つ、アセスメントの展開という言葉を入れていただくことを提案させていただきます。

○北村座長 ありがとうございます。確かに「さまざまな」は取ってもいいかもしれないですね。心理的アセスメントのさまざまな方法にしますか。

○増沢構成員 そこは「さまざま」もなくってというか。

○北村座長 なくていいですか。では、なくても、1 つだけしか教えないということはないと思います。アセスメントの展開は、どうでしょう、2 にアセスメントの観点と展開くらいにしたら、

○増沢構成員 いいです、はい。

○北村座長 そのようなところで。アセスメントは大事ですが、アセスメントは大丈夫なのですよね。心理的評価とか、そのような感じにする必要はないですよね。アセスメントで分からない人は落ちてもらっていいですよ。

そうしたら大学院へ行きましょう。大学院の科目あるいは実習等で。

○増田構成員 大学院に必要な科目は、先ほど 9 科目、18 単位ということでしたが、資料 2 の最初の「公認心理師の職責の自覚」の中に 1～5 までありますが、役割と法的義務と必要な倫理ということで、大学の中に①で公認心理師の職責がありますが、大学院の必要な科目に、それぞれの分野においては入れられることもあります。実際にケースを持ったり、アウトリーチをしたりする中で、倫理的な問題、法的な問題、いろいろなものが出てくると思います。それについては、包括的にケーススタディー等で学ぶことがとても重要になってくると思いますので、心理実践科目の中に「心理実践における責任と倫理等」の言葉で 1 科目入れることが必要だろうと思います。学部の中で座学で学んだものと、実際に自分がケースを持ったり、いろいろな地域に行ったりする中で、様々悩んだりすることもあるだろうと思いますので、是非入れていただきたいと考えています。

先ほど他の先生の御発言がありましたが、学部のほうに戻りますが、学部は見学ですので、人数は実際のところは他の先生の御意見でいかないと、実際上の見学、学部の実施については、人数を制限することで行くと、なかなか難しいかとは考えています。以上です。

○北村座長 当たり前ですが、倫理的なもの、職責は大学院でも非常に重要です。ただ、実習で一番学んでほしいのです。A の科目は、座学であったり、せいぜいグループワークくらいのイメージで、倫理をグループワークや座学で学ぶのは学部で終わっておいてもらって、実習の目標の中に書く欄はないのですが、今から作りますが、実習の目標の 1 は、公認心理師に必要な職業倫理及び何とかなの理解というものをしっかり入れようと思います。④の一番下の(ウ)にあります。その辺りを膨らませて理解してもらおうということで、実践の中でしっかりと感じてもらいたいと思っています。後半は何でしたか。

○増田構成員 それは学部のほうですから。

○北村座長 ほか、大学院。

○沢宮構成員 2 点お話をさせていただきます。1 点は、大学における必要な科目の⑧「行動論に基づく心理療法に関する理論と実践」についてです。こちらを、「行動論・認知論に基づく心理療法に関する理論と実践」と変更していただきたいのです。理由は 3 つ

あります。第一は、行動論に認知論が加わって、「行動論・認知論に基づく心理療法」と総称するのが、今日では一般的であるということ。第二は、例えば、現在、学会名も行動療法学会は認知行動療法学会へ、そして認知療法学会は認知療法・認知行動療法学会へと名称変更しているということです。

第三は、近年、特に医療場面での認知行動療法の評価が高まっており、診療報酬の対象として認知療法、認知行動療法という用語も用いられているということです。将来的には、医師と公認心理師のチームにも医療保険が適用されるようになる可能性があることから、認知論という言葉を加えて「行動論・認知論に基づく心理療法」という一般的な科目名を用いることが望ましいのではないかと思います。

もう1点ですが、全体を見回してみて、大学院における必要な科目の中に、様々な「心理支援」の土台となるコミュニケーション能力を育む「支援の方法」としての、カウンセリングとかグループアプローチを学ぶ科目がなくなっていることに気が付きました。「心理支援」あるいは「支援の方法」に関する内容の科目をぜひ10科目目に入れていただきたいと思います。そうしないと、いきなり力動論などの専門的な内容を学ぶことになってしまいます。コミュニケーション能力は非常に重要なもので、これはもちろん学部でも育成できますが、大学院でも引き続き学習する必要があるかと思います。以上です。

○北村座長 ありがとうございます。行動論を行動・認知に。

○沢宮構成員 行動論・認知論か、あるいは認知行動論かですが、認知行動論よりも行動論・認知論のほうが一般的かもしれません。私個人としては、認知行動論でも違和感はないのですが。

○北村座長 行動科学に基づく行動科学を考えていましたが、その一部としての認知行動があると思っていたので、この行動論よりも認知行動と書いたために、ひょっとして集合としては小さくなってしまうのではないかと。認知行動以外の行動論もあるのではないかと。思って、ここで収まっているのですが。

○丹野構成員 普通、この業界では「行動論」は非常に狭い領域をさします。「行動論」とは、行動科学というよりは行動療法とか、そういうものだけに限定されるのが我々の考え方なのです。行動療法とか行動分析はかなり昔からあるので、最近では、それらを含む認知行動療法が非常に盛んなのです。ですから、ここでは「認知行動理論」、「認知行動論」がいいとは思いますが、「行動論・認知論」でも私はいいと思います。

資料4の6ページの一番下の注釈※で、1が力動論、2が行動論となっていますが、ここに、例えば行動論・認知論として、「行動や認知の変容に焦点を当てた心理療法理論の総称」とか、そのように書き換えて、ここでは力動論と行動・認知論は対比されていると思うのですが、そのように書き換えていただくのが、かなり現代的なことだろうと思います。

○北村座長 注釈の所で対応させていただくとして、それから、コミュニケーション等が必要なのは正に先生のおっしゃるとおりです。ただ、それを座学系でやるかどうかです。

実は、大学院の実習は 450 時間あります。決して 450 時間面談していると言っているわけではないです。持ち時間の面談のときに、その予習の 1 時間があり、その後のスーパービジョンを含めてディスカッションがあり、それを含めて実習と呼ぶつもりです。そこで思いっきり手厚くコミュニケーションの必要性、あるいはケースに応じたコミュニケーションの在り方等を教えていただきたいという気持ちがあります。というのは、この①～⑨とは違って、コミュニケーションは横串みたいなものですよね。だから、絵というか、それを座学で教えてどうするのという感じもしたのですが。

○沢宮構成員 北村先生のおっしゃるとおりだと思います。一方で、「心理支援」、「支援の方法」に関する理論と実践としてきちんと抑えておかないと、コミュニケーションが軽んじられているようなイメージになってもいけないと考え、10 番目の科目として挙げた次第です。「心理支援」の土台となる能力を育む内容になれば、理論と実践、あるいは座学と実践の積み重ねがより深まるのではないかと考えております。

○北村座長 実習のオリエンテーションと言ったら何ですが、実習の最初などにやってもらうような、実習に学ぶことに入れるというのではどうでしょうか。また 10 科目に増やすと、実は単位数の関係でも自由度がなくなってしまうのです。また考えます。

ほかに。よろしいですか。そうしたら、まだ大物が少し残っておりますので、次へ進めさせていただきます。今度は、実務経験、現任者、国家試験の試案です。まとめて順次説明してください。

○松本主査 資料 5 を御覧ください。公認心理師法第 7 条第 2 号に係る実務経験についての試案です。施設、プログラム、期間と大きく 3 つありますが、まず 1. 施設についてです。大学院における実習施設と定める施設に準ずるものとしたいと思います。こちらに関しては、2 枚目の別添に具体的な施設の種類、症例に、各施設の候補のイメージということで今回資料を付けております。こちらの施設で定めるほか、当該施設において心理に関する業務を行っている者が、例えば常勤 3 人以上とか、一定程度勤務している施設に限ることにしたいと思います。

2. プログラムについては、これまでの議論で、プログラムを持った施設でやるべきではないかという意見を踏まえて、プログラムにはどのような事項が必要かということについて、これまで余り詳しく議論がなかったところですが、少し内容を整理しております。①プログラムの目標、②指導者、③プログラムの内容の 3 つにまとめております。目標はカリキュラムの到達目標の達成、指導者は実習指導者の資格を有する心理に関する業務を行っている者、内容としては、詳細は省きますが、この資料に書いているものについて具体的な方法が明記されていることを求めたいということです。

3. 期間については、非常にこれまでも様々な意見があったところですので、現時点の試案としては、プログラムを持つ施設においては 2 年、3 年の実務経験ということで、現時点ではこのような記載としております。説明は以上です。

○北村座長 大学院ではない 2 号ルートの件です。まだ曖昧なところがあって、1. 施設に

についても、何人以上と。例えば常勤 3 人と書いてありますが、常勤 3 人はどれぐらいあるのか分かりませんが、そんなに多くはなさそうな気がします。

期間については、今までディスカッションがあった期間ですが、2、3 年で、実際は期間というよりもプログラム内容、プログラム認定という形になると思います。どういうことかという、4 年制の大学を卒業した人が、プログラムの中に入る。何気に 2 年間どこかに行って、それが施設になるから 2 年なり、3 年いたから受験させてくださいというのではないのです。4 年生が卒業した段階で、私は 2 年か 3 年後に受験資格が欲しいので、このプログラムに入りたいと。プログラムはできればちゃんと定員付きで、何とか病院の公認心理師養成プログラム定員 3 人というようなものが用意されて、それを誰が認証するかまた別として、そういうのがここで言われる基準に入って学ぶことができる。そこに入って 2 年なり、3 年たって、プログラム修了というのを担保できて、公認も受けた、経験もしたと。そしてプログラム修了証を持って受験資格がもらえると。そういうイメージです。

そうしたら、プログラムというのはどんなものか、施設というのはどんなものかというのが、ここに書かれたものです。プログラムは 2 年で作れて、ちゃんと大丈夫というのであれば、誰が認定するか分かりませんが、プログラムは 2 年のプログラムでいいのです。往々にして、到達目標に達していないかなと、夜学で随分取ったりしないといけないとかあるように思います。そうすると、2、3 年になるのではないかと思います。

一番最初の紙にあった到達目標に一応達していることを証明するというか、やるためには多少の座学も必要かと。もちろん院内の講習会でもいいのですが、大学院は 18 単位と結構な量の座学があります。それに全く同じ量とは言わないまでも、必要な所はある程度しっかりと座学で勉強したりしてほしいと思います。

個別の話を言って何ですが、放送大学なども、ほかの職種では単位認定みたいな科目履修もされていますし、心理系の大学院では、今、科目履修はないと聞いていますが、もしそういうのがあったらいいですねということになれば、用意してもいいですよとおっしゃっていただいた人もいます。そういうものもあると思います。

いずれにせよ、受験資格に相当するだけのアウトカムにしたというプログラムを作って、そこに入ってもらうことをイメージしています。何か御質問等ありますか。

○田崎構成員 第 2 号に係る実務経験については今でも議論がされていて、特に、期間についてどのぐらいが適当なのかということについては、2 年半もあるし、5 年半もあるしということで議論はされてきました。もう少し根本的に考えて、法律上、第 1 号、第 2 号ということが記載されて、恐らく国家試験の受験資格として、こういう形のものはほかに今までなかったと思いますので、非常にある意味画期的、今までなかった 1 つの制度であるわけです。これをいかに実現していくかということと、有効に、ポジティブにこれをいかしていくかということが問われる。

今、公認心理師を養成するところを主として議論されていますが、もう 1 つ大事なこと

は、公認心理師という資格を持った人がずっと働いていく中での質をいかに担保するかというのは非常に大事な問題です。これは医療・保健・福祉領域のそのほかの職種でも現任教育、あるいは質の担保。それを国民からどういうふうに見えるようにするかということが問われているわけです。その制度を今、一生懸命例えば専門医制度などで検討しているわけです。そういう問題はある程度先取りして、こういう中でこういう制度をうまく使って、現任の部分の質を担保していくことにかしていくという意味でも、第2号のルートをちゃんと実際に動くようにしておく。5年でやってしまうと、多分これは動かなくなるだろうと思います。

要するに、資格のない人を本当に雇用する期間があるのかどうか。そういう点で見ていくと、やはり比較的短い2年ないし3年で、いかにこの制度を動かしていくか。それでもやはりそちらに行く人というのは、実際にはそんなに多くはないと思うのです。しかし、一生懸命、こういう養成をやっていこうという期間ができて、現場でも指導者の質を上げて、あるいはプログラムを作って、これに対応できるものを作ってやることによって、現場の期間の質が上がっていくことが結果として出てくるだろうと思います。法律上あるのだから、やはり動くようにしなければいけない。そのためには、この期間も比較的短い期間でやれるようにしておくことが、今のところある意味重要ではないかと私は考えています。ただ、この中身をどうするかということは、これはしっかりどこで認定するかとか、そういうことは考えていかなければいけないと思います。ということで、実務の年数については、私はこの辺でいいかと考えております。

○増田構成員 公認心理師が学部から大学院までということで、おっしゃるとおり画期的な制度ですので、それをどう作っていくのかということで、質の担保がとても重要と考えております。それで考えますと、大学院で座学で18単位。時間数では135時間ぐらいになると思います。実習が450時間になっています。ということは、研修プログラムをいかに充実させるかということが大事な点になるだろうと考えています。私は3年以上と考えていますが、実務で働きながら実際に大学院と同等、同一性のものを担保するというもので、3年以上が適当ではないかと思っています。

もう一点は、実習プログラムは「一定の基準を満たすプログラム」と書いてありますが、そこをどこが認定するのか。外部でしっかりと認定しないと、うちはこんなことをやっていますよと。先ほどの論議にもありましたように、この中には単位数、時間数が明記されないわけですから、1つの科目で9科目分やりましたよという形にもなる可能性もありますので、やはり、国民の負託に応えるためには、いかに研修プログラムを充実させるかということが大事だろうと思います。

先ほど放送大学の話もありましたが、科目履修を積極的にさせることも必要になってくるかと考えています。結論から言いますと、ずっと議論をして5年から2年というのがありました、3年以上の実務経験が現実的だろうと考えています。

○宮脇構成員 結論から言いますと、私は、実務経験は2年でいけるのではないかと思います。

ます。座長からの説明で、プログラムの内容がかなり充実したものになっているとは思いますが。現場での経験というのは、患者さん、あるいはクライアント等、その人を支援する非常に応用力のある力を養成するという点においては、非常に良い経験ができるかとは思いますが。その上に立ってプログラムの充実があれば、受験資格ですから、2年で十分受験させることができるのではないかと思います。2年、3年とぼやかすのではなくて、2年以上にしていただければ、このプログラムがきちんと修了証をもって受験できるということであれば、2年でいいのではないかと思います。

もう一点、1.施設についてというところで、当該施設において心理に関する業務を行っている人が、例えば常勤3人以上となっていますが、これはできれば1人でいいのではないかと私は思っているのです。というのは、最初、当該施設で心理で常勤で勤務すること自体もかなり制限されると思います。ですから、後々5年後に3人にするのは結構ですが、最初には実際に受験する人を育てる。数は少なくともチャレンジさせるという意味でも、常勤1人ということでもかなりハードルが高いと思うのです。5領域と言われても、私がイメージできるのは、ごく限られた医療領域でしか、なかなかこのプログラムを実施して受験させることができる所がないのではないかと思います。これが3人になると、かなり絶望的ではないかと思しますので、2年以上でいいのではないかとということと、当該施設の常勤の心理士は、当分の間は1人以上ということをお願いしたいと思います。

○北村座長 お二人の御意見にコメントしますと、実務は実務経験ですが、実務を教育にするためには、もちろん経験が大事ですが、それを振り返り、今日診たクライアントさんはどうだったか、もし同じ人が明日来たら今度はどう対応するかというような振り返りが必要なので、振り返りがあれば教育になると思います。そのために指導者がいるので、ゼロはさすがに駄目ですが、3というのは多すぎる気もします。現場のイメージで、司法系の現場ではそんなにいるわけもなく、難しいかなということも考えて、また議論させていただきたいのですが、指導者は絶対にいるとは思いますが。振り返りというのは、何にも代え難い教育なので、18単位のうち振り返りで学べることもたくさんあるので、実務経験以外に科目履修で18単位取ってこいというような無茶なことは無理だと思います。幾つか座学は残す必要はあるかと思えます。

○川畑構成員 年数問題に関しては、今のような、実務経験をしながらでも教育を保障するためには3年、最初は5年と言っていました。このワーキングチームの中で、最終的に3年というところで、ある程度合意がされたのかと思っていたところが、いつの間にか2年というのが出てきて、このからくりがよく分からないというのがまず1つあります。私が今感じているのは、最初に議論を始めたときには、公認心理師法第7条第1号の、大学院を修了しての資格の全体像がまだ見えていなかった。それが今、議論を積み重ねる中で一応、大学院を含めての内容が確定してきています。そうすると大事なことは、大学院を含めた教育内容が第2号の取得者に対してもきちんと保障されることが、資格を同等のものとして担保するという意味では非常に大事だと思います。

それは年数での議論以上に、教育内容の面です。ここで言われているプログラムという部分がどういうものになるのかというのが非常に大事で、座長がおっしゃったように、単に実務をさせるというだけであれば、これは振り返りなしでしているのは、これが正に専門性を習得できているのかどうかすら分からないことです。その業務内容も、心理士の業務なのかどうか。例えば、極端な話ですが、病院で雇って、事務、受付の仕事をずっとさせていたと。それで何科目か受講させて試験を受けたら通りました、あるいは予備校に行かせて取れましたと。それは、本当に実習内容をクリアしているのかという問題が出てくるわけです。

ですから、まず、非常に大事なものは、大学院でされる教育の内容がきちんこのプログラムの中で保障されることを明記すること。それで言えば、今出てきている大学院における必要な科目を科目履修するということです。今は9科目になっていますが、この9科目をきちんと履修すること。それから、実習はすごく大事だと思います。先ほども言いましたように、単に受付業務をやっているだけで、それを実務経験とされたら、これは非常にまずいので、ここにあるように、270時間は個別面接の経験を持つ。それを現場で実施し、その振り返りがあるということです。

もう1つは2分野以上、公認心理師が汎用性のある資格であるという以上は、実務経験を持つ職場だけではなく、他分野の体験をすることが非常に重要なので、大学院で課される120時間ぐらいは、医療以外の所で経験することになると思います。2分野60時間を120時間として、そういうプログラムの内容を大学院と同等とするということをまず主張したいと思います。

○奥村構成員 新人の方が初めて就職する場合、やはり、その場で人心地が付いて、ものが考えられるようになるには、ある程度期間が必要です。初めて就職した方と一緒に働いた経験が何度もありますが、やはり、2年の間にそういうこともクリアし、なおかつ、プログラムを実施して、大学院での勉強と遜色ない人になるというのは、なかなか期間的に難しい。せめて、その職場で何か落ち着けるのは3年ぐらい必要だと思えるのです。最低3年の中で、養成するプログラムを管理して指導する側にとっても、2年で決着を付けるのは無理ではないかと思います。

○沢宮構成員 ここに来て、試案として2、3年の実務経験の案が出てきたのには非常に驚いております。やはりここは3年以上としていただきたい。理由は3つあります。1つ目は、万が一、2年の実務経験でよいとなったならば、大学プラス大学院で教育を行うことが、恐らくメインルートではなくなるということです。これは大学院課程修了者を基本とする附帯決議や附則第三条の精神に背反するものです。

2つ目は、公認心理師は「汎用性」のある資格であるため、国民が求める最低限の質保証を考える必要があるということです。大学院教育で、先ほど座長が「振り返り」が必要とおっしゃってくださいましたが、私もやはり理論と実践、座学と実践の積み重ねが大切だと思います。先ほど10番目の科目として「心理支援」の土台となるコミュニケーション

ョン能力を育む科目を入れるべきということを申し上げたのもそういう意味です。主に「単一施設」で2、3年の実務経験として、もしも2年となった場合、果たしてそれで十分な教育ができるのでしょうか。少なからず危惧を抱かざるを得ません。

理由の3つ目ですが、11月に開催された第2回カリキュラムの検討会ワーキングチームのヒアリングでも、ほとんどの団体が実務経験5年を求めています。その後のワーキングチームの議論においても、やはり5年とする意見が多数でしたが、中には2年という意見もあり、結果的に3年という提案に落ち着いていたはずですが。

ワーキングチームの議論は多くの国民の皆さんが注視しています。たくさんの方がお忙しい中、毎回このように傍聴にいらっしゃってくださいありがとうございます。議事録にも残っています。3年という意見に収束していたはずなのに、ここで2、3年とするのでは、今までの5回までのワーキングチームの議論を軽視することになる、と私は思います。国民の皆さんにもそう受け取られかねないでしょう。全体の意見のバランスを考慮するのであれば、3年以上が現実的なラインだと思います。

○北村座長 その意見はしっかりと議事録に残しておきます。ただ、期間よりもちゃんとしたプログラムを作ってごらんという気持ちがありますし、2年でそんなにちゃんとしたものができるのですかという気持ちがあるので、もしちゃんとした人を育てようと思ったら、普通にやったら3年以上はかかるという気はします。現実2年でやるプログラムはそんなに出来てこないし、それを消化しようと思ったら、夜も9時、10時までどこか夜学に通わなくてはいけないことになって、現実的ではないかとも思いますが。

○吉川構成員 田崎構成員の御意見に2点賛成したいところがあります。まず現任の第2号コースがきちんと走るようにしなければいけないとおっしゃった店です。走るようにするためには5年なんてあり得ないといわれまして3年になったのです。2年だと潰れると思います。3年という中で非常に充実したプログラム、現場でこれだけ組めるということを示して、その人材を出していただきたいです。そのためにはやはりプログラム認証機関が非常に重要になってくると思います。

公認心理師の職務そのものに対する危惧ですが、私たちも臨床心理士を養成するときに、人の話をきちんと聞いて、そして相手が元気になるということは、別に臨床心理士であるカウンセラーだけの専売特許ではない。そういうことが上手な人は世の中にはたくさんおられます。ただ、表面上にこやかに、気持ち良く話を聞ける、専門知識をときどき会話に挟み込みながら話を聞いたり、やり取りできる人を育てればよいというわけではないのです。倫理を踏まえて、きちんと医療の専門知識も、あるいはそれぞれの領域の専門知識を踏まえた上で、それを会話の中で、相手の人格にきちんと届くようにお伝えしながら相手の言葉を自分の人格全体で受けとめられるように養成をしようと思うと2年では済まない。そこで3年のプログラムに非常に期待したいと思います。

○中根構成員 教育の立場から1つ意見を申し上げます。若干、議論の中の流れとは違いかもしれませんが御容赦ください。

資料 5 の 1.施設についての「●人以上」というところですが、結論を申し上げますと、やはり何人以上と、例えば常勤 3 人という人数も含めて、慎重に判断していただけると有り難いです。

まず、学校現場においてこの要件を満たす学校は、ほとんどないと思っております。教育委員会においても、そう多くはないのではないかと思います。ということは、公認心理師の資格を持たないで、スクールカウンセラーとして学校などで今後勤務する方が、受験資格を得ることができなくなることが非常に懸念されるかと思えます。また、もし、公認心理師の資格を持たずに、スクールカウンセラーとして学校で今後勤務する方が受験資格を得ることができないとなれば、公認心理師の資格を持たない方が逆に学校等で勤務を希望しなくなるかと思えます。そうすると、学校等の教育現場では心理士が足りなくなるといった最悪の場合も懸念されるかと思えます。これは教育の立場として絶対に避けたいと考えておりますし、学校現場でも、やっとここにきてスクールカウンセラーが学校現場に根付いてきた現状もありますので、人数については慎重に判断していただきたいと思えます。以上です。

○宮脇構成員 先ほどの 2 年というのは私だけが主張していましたが、実際のことを考えていただくと、大学院できちんと学んできて、その個人の資質は十分に備えても、私は医療の現場しか知りませんが、医療の現場に来られて、すぐに使えるかとなると、これは全然別問題です。これはまた最低 1 年ぐらいはいろいろなことを学んでいただかないと、実際には動けないわけです。

そういう意味においては、実は 3 年かかっているわけです。大学を卒業して 2 年で受験するという人は、実務はやっているが、やはりその人も一人前になっていくには最低 3 年はいるだろうと。ただ、2 年ぐらいで受験して、その力を持つことは十分可能だと思います。先ほどの座長がおっしゃるようなきちんとしたプログラムがあって、その施設からプログラムの修了証をもらって受験するのでは、私は 2 年はあり得と考えますので、あえて 3 年にするという、例えば大学院の人も、結局は同じぐらいの時間帯でできていいのではないかと。そんな道があってもいいのではないかと。わざわざ大学院の修了が 2 年なので、プラスあと 1 年ぐらいを考えなくてもチャレンジはできるのではないかと。もう一遍言わせてもらいました。

○中嶋構成員 宮脇先生の意見を引き継いだ形になるのですが、これは実は受験資格を与えるということになっておりますので、例えば、春に試験が行われる場合は、当然それは大学院を履修されて、それで春に試験を受けられるということによろしいのではないかと。つまり、3 月、2 月に受けられるということは、履修が終わってさえいれば可能かと思えます。そのときに、2 年の実務経験の人たちは当然受けられないわけです。ですから、私はきちんとしたプログラムがあるという条件であれば、2 年間以上という形でやった上で、事実上は 3 年目の春に受けるか、あるいは 3 年目の途中の秋に受けるかという形であれば、そういった意味で言うと、第 1 号と第 2 号とでは第 1 号のほうが尊重されている形になる

かと理解しています。

○北村座長 国家試験を通れば公認心理師ですが、それまでの経験、受験資格がいい加減で通ればいいというのではないのですね。むしろ、それまでの大学院の学習や実務者の学習を重視して、だから受験資格をあげる。受験資格をしっかりと持っている人は、ごく自然に通ればいいなとは思っています。そんなに高い割合にはならないかもしれません。

医学部の試験で、ある学生が来たのです。医師国家試験を4年生で受けさせてくれと。あの手の問題なら、私は4年間勉強すれば通りますよと言って。あれは受験資格に医学部を卒業することというのはしっかり書いてあって、臨床実習やいろいろな経験をして、単位を取った上で、最後に厚生労働省が確認するだけのものであるということです。これも正にそうで、どんな国家試験になるか分かりませんが、国家試験に通るためにだけ勉強すれば、大学院にも行かなくていいでしょうし、利口な子はひょいと300問ぐらい取ってしまうでしょうから、そうではなくて、それまでの学んだことを重視したいと思います。したがって、ここに2、3年と書いてあっても、なかなか2年では難しいかもしれませんが、しかし、頑張れる人がいるかもしれないので、その道はあってもいいかとも思います。

それと時期の問題ですが、多くの試験は2月、3月にして、4月の入職に合うようになっているのです。もし秋にやると、実務の人は2年コースというよりも、2.5年コースになるのではないかと思います。いつ受験資格の判定をするかどうかによるとは思いますが。いろいろな意見があると思いますが、先生方のおっしゃることは正にそうです。この第2号ルートを潰す気は毛頭ありませんし、しっかり残していきたいと思っています。更に大学院がメインのルートであることにも間違いはないので、これもまた5年の見直しがあります。実際、どのように人の流れが動くかということも見据えて、今後変えていきたいと思っています。

○吉川構成員 中嶋構成員に質問です。第2号ルートでいく場合、実務経験ということですから2年間の雇用ということになります。しかし、正式の雇用ではなくインターン雇用みたいな形で、2年で受けることができて首尾よく受かってくれたら、2年でその職場から出る。また次の新しい学部卒の人を採用するというシステムのプログラムになるのでしょうか。それとも、そこに就職をして、2年間で受験し合格したとすると、資格のある人間として、給料もあげた上でその後も雇用が継続するというプログラムなのか、そこを教えてください。

○中嶋構成員 それはいわゆる実務施設の事情によって違うかと思います。ただ、一応申し上げたいのは、当然のことながら医師のインターン制度が大変問題になったのと同じように、このような形でインターンで入る実務生、実習生が余りにも経済的に、言葉は悪いですが、搾取されるようなことは絶対にあってはいけないわけですから、当然のことながら、雇用されているという立場でやられるのが普通だろうと思います。

ですから、雇う側も経済ですから、あえて半人前と言いますが、半人前の方をどういうふうな形で処遇するのかということについては、それぞれの御事情があるでしょうし、で

できれば本当は実務経験のルートをいかにするのであれば当然、国なり、何なりから補助のような形があってもいいのかなと個人的には考えております。

○北村座長 プログラム制度にした場合、吉川先生がおっしゃるように、2年間やって、それで雇用は終わりというときは、恐らくプログラムに入らないと思います。やはり、別のプログラムで2年間終わったら正式社員として雇用しますよ、というプログラムがあったら、そちらを選ぶと思います。そういう学生というか、学習者たちとのバランスで決まってくるので、実務施設は可能性としていろいろなものを出てくるとは思いますが、それよりも、学生のほうも選ぶ権利というか、いろいろなことを見るのではないかと思います。

○川畑構成員 関連するのですが、実習施設で、先ほど教育のこともおっしゃっていただいたのですが、これは第2号だけではなくて、この前の資料4の7ページになると思いますが、「大学院における実習及び演習の指導体制について」の「学外の施設における実習指導者の配置人数」は、実習生5人につき実習指導者は1人以上ということで、これは学外施設の中にそういう方がいらっしゃるということになるのです。そうすると、教育現場や福祉現場では、心理士が勤めていない所に、今、実習生には行ってもらっています。そうすると、学外実習が非常に難しくなるという現状があります。どういう書き方になるか分かりませんが、医療以外に関して言えば、大学院の教員の実習指導によって、それを補填するとか、何かそういうような形で、これをマストにしない形の書き方をしていただかないと立ち行かなくなるかと思います。

○北村座長 一応、経過措置はいろいろ書いてありますが、また現実合うかどうか見ていただきたいと思います。

○川畑構成員 恐らく、教育現場では5年間経過しても、心理師が必ず教育現場に行ってもらえるという見込みは難しそうな感じもするので、ここは考えていただきたいと思います。

もう1つは、この上のほうにある個別面接の時間、270時間の実習ですが、うち学外施設の個別面接の時間は90時間以上とするとあります。この内容は、90時間は必ず学外施設で個別面接を研修しなければいけないという形になると思います。これは前の別の所に個別面接の実習は学内施設、あるいは学外施設で行えるという書き方になっていて、どちらでもいいという形になっているのです。もし学外施設での個別面接の時間がマストになると、これは現状からするとかなり厳しい要件になります。現状で病院であったとしても、患者さんに直接個別面接をさせてもらっているという実習は非常に少ないので、これからそういった実習ができるようにしていただきたいと思います。現状ではこれがかなり難しい状況だと思います。ですからこの書き方を、90時間以上することが望ましいとするか、あるいは270時間は学内施設か学外施設で行うという形にさせていただくのがいいと思います。

○北村座長 ただ、望ましいとか、経過措置を作るのは1つのアイデアだと思います。これを書いた心は、大学院の実習は公認心理師が資格を取った後、働く現場に近い所でやら

せたいと。そうすると、学内施設は幾つか拝見させていただいたのですが、やはり温室です。先生方がたくさんいて、手厚くスーパービジョンをしていただいたり、ディスカッションがあります。そこしか知らないで、では医療現場だ、やれ司法の現場だ、学校現場だ、という所に出たときに、実は見学はしましたが、こんなものとは知りませんでしたということになっては本当はいけないと思うので、できるだけ将来働く所で安全に実習をさせたい。安全にというのは、患者さんというか、クライアントの安全と学生さんたちの安全です。心の傷を負わないような形で、しかし将来、公認心理師になったらすぐ使える人にしたいということで、一応書いたのですが。現場とそんなにずれるのでしたら、望ましいとか、いろいろ変えたいと思います。

○川畑構成員 おっしゃるとおり、趣旨としては全く賛同です。つまり、学外実習施設でそのように個別面接も体験させるということがあるべきだろうと思いますが、それが実習先をお願いすることがなかなか難しいという現実があるということで、その趣旨を尊重して、努力目標とするような形にさせていただくのがいいかと。加えて、そのことも含めると、やはり先ほどの第2号のプログラムの内容の中にきちんと大学院と同じだけの科目履修をすることと、同じ450時間の実習を位置付けることをお願いしたいと思います。

○北村座長 余り競ってどんどん両方のハードルを高くするのは、できるだけやめましょうね。

○吉川構成員 今の川畑構成員の御発言に関わりまして、個別面接の時間という記述ですが、やはり、私たちの領域は面接というと守秘のある安全な部屋の中の構造化された面接をどうしても思い浮かべてしまい、誤解が今後も生じやすいということで、個別対応という言葉にさせていただきますと、学習支援も入りますし、幅広い現場で実習しやすいということで、その書き換えを何とかお願いしたいと思います。

○北村座長 実はその定義を知らないのですが、家族面接も個別面接ですよ。面接でもいいとは思いますが、対応でもいいとは思いますが。また、言葉の整理をさせていただきます。

○増田構成員 今の話に関連しますが、例えば教育領域で実習に行ったときに、個別面接というのは期間の問題もあって、なかなか持たせられない。ただし、集団で療育をしたり、心理検査をしたりとか、そこに陪席させてもらうことはあるわけです。ここを個別面接と規定されると、なかなか福祉でも、教育でも難しい。ですから、望ましいというよりも、個別面接ないしは陪席だったり、集団面接だったり、ここの文言を少し工夫する必要があるかとは思いますが。

○北村座長 確かに前職の大学だと、デイケアの所でピンポンなどを集団でやっています。そして、1人ずつ後でお話を聞くとか、そんなことをやっていると、卓球をやっている時間はどうなのだろうという話になります。また言葉を整理させていただきます。国家試験の話もしたいので、その次にかせていただきます。次の説明をお願いします。

○松本主査 資料6を御覧ください。公認心理師法附則第2条第2項に定める者、いわゆ

る現任者についての試案です。参考資料 1 のほうでいうと、一番右のルートの方を指しております。こちらについても実務経験を積む施設、そして期間の換算方法と手続、その他ということで書いておりますけれども、施設については先ほども提示しました、大学院における実習施設として定める施設に準ずるものとしたいと思います。ただし、指導担当者の要件というのが実習とか実務経験のほうにはありますが、この要件に関しては問わないこととしております。また、現任者については、今、現に現場で働かれている方ということで、実習施設の例に定めているもののほか、含まれない一部の施設、例えば、個人で設置されている心理相談室などが想定されますけれども、こちらに関しては、業務の内容や勤務の状態などが客観的に分かる場合においては、省令に定める施設として取り扱うこととしたいと思います。

2 番の期間について、こちらは附則のほうで 5 年以上と明記されているところですが、こちらをどのようにして考えるのか、2 段落目ですけれども、原則として雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間としてカウントします。ここについては、例えば、常態として週何日以上の勤務であった期間についてのみ認めることとしたいと思いますので資料にあるの●の点については、少し御意見を頂戴できればと思います。

3 番の手続ですけれども、特例の申請に当たっては、施設の代表者による証明書の提出を求めることとする。2 つ目の段落について、私設の心理相談室等については、例えば、登記簿の謄本、客観的に業務をしていることが分かるものを併せて提出することを求めたいとしております。

4 つ目です。実際に業務を休止や中止している場合についてですけれども、法律上は法が施行される際に、現に業務を行っている必要があります。ただし、前例として言語聴覚士の場合には、施行日において業務を休止してから 5 年を経過しない者、施行日から遡って 5 年の間に実務を行っている人に関してはその者に準ずるものという特例を認めていたことがありましたので、それも踏まえて少し取扱いについて御議論いただければと思います。

○北村座長 分けたほうがいいか、一緒にやったほうがいいか。次と違うので、では、ここだけでやります。もう 1 つあるので、10 分ぐらい残してください。どうぞ。

○中根構成員 また教育の立場から 1 点お願いしたいと思います。先ほどの大きな 2 番の下の方、「常態として週●日以上の勤務」ということなのですが、埼玉県の方では、現在スクールカウンセラーの勤務形態というものが、年間 45 週以内となっているのです。週 1 日から 3 日、1 日 5 時間 50 分という規定になっているのですが、多くのカウンセラーさんは週 1 日というような状況となっております。中には 2 日ということですね。

結論を申し上げますと、年間 45 週以内、週 1 回程度の勤務であっても、できれば実務経験として認めていただきたいなというような思いがあります。学校現場で考えますと、例えば週 1 回程度の勤務であっても、1 年間で勤め上げるということは、まず 1 つの大きな実績として捉えられます。更にそれが 2 年継続、3 年 4 年 5 年継続ということになれば、

やはり、そのスクールカウンセラーの持つ資質・能力であるとか、あとは私が1回目で、学校現場では人間性が大事だということを申し上げたのですが、そういったところでも、やはり高いものを持ち合わせている。また、継続した経験の中から力を付けてきているということが言えます。

つまり、1週間に1回程度の勤務であっても、スクールカウンセラー自身が学校現場という仕事環境に合わなければ、1年間でも継続は難しいという状況があるということなのです。ですので、2年3年と継続するということは、やはりスクールカウンセラーとして、その方の資質・能力といった部分、また学校現場の教職員からも求められる人材であることが言えます。週1日であろうが、例えば週5日であろうが、それは量の問題であって、質は同等であるかなと捉えております。

現在、埼玉県のスー­ルカウンセラーは、ほとんどの方はスクールカウンセラー以外の仕事を兼任されている状況ではあるのですが、多分、中には、例えば出産だとか子育てといったところで、週1回のスクールカウンセラーのみの勤務といった状況も出てくるということです。

継続してこのスクールカウンセラーに携わって、スクールカウンセラーとしての高い資質・能力を持たれている方にとって、週1回の勤務では実務経験にはなりませんよということでは、余りにも気の毒な話かなと思っておりますので、前回、座長様のほうからも、資格を差し上げるのではなくて、受験資格を差し上げるのですから、ぎりぎりに絞らなくてもというような発言もちょっと思い出すところなのですが、そういったところで何とか御配慮いただければ有り難いと思っております。以上です。

○北村座長 ありがとうございます。正にそのとおりで、ただ、週1回だけの場合、兼務もしていなければ、ひょっとして5年では足りないということにもなるかもしれないですね。かと言ってその5倍の25年要するというのも、それも無茶な話ですから、5年以上10年以内のどこか辺りになるかとは思いますが。ただ、世の中は働き方改革で、お子さんを育てながらも実務を続けている人もいますので、そういう人たちに門戸を閉ざすのもいかなものかと思っています。そういう意味では柔軟な方法でいいのではないかと思います。ほかに御意見ありますか。

○奥村構成員 今のことに関連しまして4番なのですが、言語聴覚士の場合に、「休止した日から起算して5年を経過しない者も受けられる」となっております。これを公認心理師の場合に、ただいまありましたような、子育て等で出産から小学校に上がるまでは子供を見たいという人はたくさんいて、2人子供を産めば、10年でもちょっと足りるか足りないかという感じがするので、もし、こういう「何年を経過しない者にも」ということを取り入れるのであれば、せめて10年にしていただきたいと思います。

○北村座長 特にお子さんを育てた場合、何とかしたいなと思いますね。ある奨学金で、研究者の研究費ですが40歳未満というものがあって、ただし女性で子育てをした場合は、子供1人につき2年増やしていいと。ですから、子供2人入れると44歳まで欧米はでき

るとか、えらく細かいのも最近はあるのです。法律ではそんな細かいことは書けないかもしれないですが、今、奥村先生がおっしゃったようなことを十分配慮できたほうがいいと思います。ほかに御意見ありますか。では、その次の国家試験についてお願いします。

○松本主査 資料7を御覧ください。公認心理師試験についての試案です。こちらは前回提出したたたき台と、それほど変わってはおりません。1の出題範囲については、詳細な科目は定めず、公認心理師として具有すべき知識及び技能について出題することにし、一部については公認心理師としての基本的姿勢を含めた基本的能力を主題として作成するものとしたいと思います。出題に当たりましては、医師国家試験の出題基準やブループリントに相当するものを作成して、出題に際して準拠する基準とすることにしたいと思います。

また、2番の試験の実施方法ですけれども、全問マークシート方式で1日間です。実質は合計300分程度、上限の問題数としては150問から200問程度、ケース問題を可能な限り多く出題する。実施時間は1問当たり1分、ケース問題は3分を目安として時間を規定する。先ほども申し上げたように、基本的能力を主題とする問題と、それ以外の問題を設けるということも書いてあります。

また合格基準としては、全体の正答率60%程度以上とすることにしております。基本的能力を主題とする問題は分けて作成しますけれども、こちらの正答率は今後の試験の実施状況を踏まえて、将来的に基準となる正答率を、分けて定めることも考えてはどうかと書いております。以上です。

○北村座長 2番の最後の基本的姿勢を含めた基本的能力というものは、医師国家試験では必修問題というものがあまして、500問中100問が必修問題で、ほかが満点であろうが、この必修問題が8割でないと落ちるという。そこには極めて医師としての当たり前の能力などが規定されています。ですから、そういう問題もでき得るという、これは今後、また検討していただければいいとは思いますが、そういうイメージです。

それから、厚労省に質問なのですが、試験時期が秋という国家資格は多いのですか。ほとんど医師などが卒業見込みで2月、3月に受験し、3月中に合格発表で、4月から仕事をしているみたいなものが多いように思うのですが。

○松本主査 試験時期については秋と決まっているものではありません。ただし、公認心理師に関しては、法律の施行時期が恐らく秋になるであろうということと、経過措置5年以内というものがありますので、これは法律の施行から5年以内だけ受験資格を与えると規定がありますので、経過措置に関連してなるべく試験の回数を確保したいということを想定すれば、しばらくは秋に行うことも想定されます。その後の試験時期については、試験の実施機関とも相談しながら決めることになりますので、将来的には秋ではない時期にやることも十分に考え得ると思います。

○北村座長 なぜ臨床心理士は秋にやるようになったのですか。

○吉川構成員 臨床心理士試験の面接試験では、卒業後、現場での実践の体験が、どのようにその人の中に位置付けられていて、消化されているかということも含めてお伺いして

いますので、2 年修了して実践をしながら半年後を試験時期であるというのはちょうどよいと感じています。

○北村座長 公認心理師は秋と春とどちらがいいですか。

○吉川構成員 春だと、2 年間で大学院をやりますので、相当せわしいだろうなどは、教員としては実感しておりますが、秋に 2 つというのは、なかなか大変にはなるとは思いませんけれども。

○北村座長 同時には受けないですよ。

○吉川構成員 受ける人は同時に受けても構わないと思いますが、ただ、すぐに資格を持って現場に入るとい、ほかの医療職とは少し外れた資格であると認識されるのかなとは思っています。

○北村座長 医師の場合は一応研修医として雇ってもらうのですが、国家試験で落ちたらその契約はもちろんなくて、ですから 3 月 25 日ぐらいに研修医の宿舎に引っ越して来て、国家試験を落ちて、30 日にまた引っ越して去って行くみたいな、冗談みたいな現実があるのです。

卒業見込みで春に受けて、4 月 1 日から有資格者だけ雇うほうが、雇用するほうは雇いやすいですね。この秋の試験に通るか通らないかは分からないけれども、受験資格があるという人を 4 月からどういう形態で雇うかですよ。難しいですが、いつ頃試験したほうがいいのですかね。いずれ考えてみていただいて、皆さんの業界のほうでも考えていただきたらと思います。

○黒木構成員 大学院の教育を考えると、確かに 1 月、2 月にやるというのは修論の提出時期と重なって非常に厳しいのですが、これが多職種連携の、しかも汎用性のある国家資格であると考え、やはり医師、看護師、そうした人たちと同じ時期にやるのが、ある種の職業倫理を高めるという意味でも意義があるのではないかと考えております。

○北村座長 今、事務局から御説明があったように、秋と決まっているわけではないのですが、ただ、便宜上、秋に始まりそうな気がしますけれども、ちょっと時間を掛けて考えていただきたらと思います。もう時間がないので、もう 1 つの説明だけでもしていただけますか。

○松本主査 少し説明が長くなると思うのですが、よろしいですか。

○北村座長 いいです。説明がないと、やはり資料をもらっただけでは不安ですので。

○松本主査 では、資料 8 と併せて参考資料 1 を御覧下さい。こちらはこれまでに議論されていない部分ですので、受験資格の特例についての「たたき台」ということで資料を提出させていただきます。

まず、1. の受験資格の特例の概要について御説明いたします。こちらは参考資料 1 の図も御覧いただきながら説明したいと思います。まず受験資格の特例ということで、公認心理師の附則の第 2 条に第 1 項と第 2 項という形で設定されております。第 2 項のほうに関しては、先ほども議論がありました、いわゆる現任者、参考資料 1 でいうと一番右の矢印

のルートということになります。こちらに関しては施行日から5年以内のみ認められる特例です。

そのほか、第2条第1項に定めるものが第1号から第4号まで4つあり、それが粗い点線で囲っている部分の左の3つ、①から④までです。順番に御説明しますと、まず①は施行日前に大学院の課程を修了した者で、大学院において省令で定める科目を修めた者。②は施行日前に大学院に入学した者で施行日後に省令で定める科目を修めて課程を修了した者。③は施行日前に大学に入学した者で、施行日以後に大学院において、第7条第1号の省令で定める科目を修めて、その課程を修了した者。④は施行日前に大学に入学して、省令で定める科目を修めて卒業した者で、第7条第2号の省令で定める施設において一定期間以上実務経験をした者ということです。

③と④にあります上の実線の四角の、大学院において省令で定める科目と、省令で定める期間の実務経験は、左の2つ、第7条第1号と第2号の上の四角、これまで試案で議論してきたものと全く同一のものと法律上規定されています。一方で、①と②に書いている「大学院において省令で定める科目」と、③と④の四角の下の、共通している「大学において省令で定める科目」という、ここの2つについては、まだ議論されていないということになります。

続いて、資料8の2番に戻りますけれども、つまり、先ほど申し上げた、①と②の方が大学院において修めるべき科目というのと、③と④の方が大学において修めるべき科目というのが議論の対象になっていて、それぞれ上の○と2ページの上の○ですけれども、こちらに関しては、大学院で修める科目というのは、第7条第1号の省令で定める、公認心理師になるために必要な科目と同一であることが望ましいのではないかと書いております。ただし、2ページ目に、実習科目の時間数などにおいては、現在の大学院における実情も踏まえて、柔軟に対応することを検討してはどうかとしております。

また、③④の方に該当する大学において定める科目について、こちらも原則としては本則の第7条第1号及び第2号で定める、公認心理師となるために必要な科目、大学で修める科目と同一であることが望ましいと書いております。ただし、こちらの実習科目の時間数に関しては、実情も踏まえて検討してはどうかとしております。

続いて3ですけれども、こちらはいわゆる現任者に関する項目です。参考資料1の一番右の矢印、こちらは実務経験5年の上に講習の受講というものが規定されています。こちらの課程について、たたき台として整理しております。こちらに関しては3の2つ目の○にありますように、過去に精神保健福祉士や言語聴覚士の資格が創設された際にも、同様の規定が設けられました。いずれも試験科目についての講習を合計60時間程度実施したという実績があります。

3つ目の○は、結論として以下のとおりとしてはどうかという整理ですけれども、まず1番、科目については、公認心理師の場合、試験科目は今のところ定めていませんので、大学及び大学院において学習するカリキュラムの科目の内容を参考にするということです。

2 番の時間数については、現在行っている業務に支障を来さない配慮、ただし、内容として必要なことが網羅できるような時間数を定めるべきではないかと書いております。以上です。

○北村座長 60 時間という、イメージとして 2 週間ですか。1 週間に 40 時間ですから、1 週間半ぐらいですかね。

○宮脇構成員 1 週間以内ぐらいですか。

○北村座長 1 週間。

○宮脇構成員 はい。8 日間ぐらいでバシッとやってしまったらと思うのですが、朝早くから。

○北村座長 10 時間、そうですね、8 日間。ぎっしり詰めて 1 週間、のんびりやって 2 週間。

○宮脇構成員 何か 2 種類のやり方をやっていたように思うのですが。土曜日曜だけのコースみたいなのと、それとザーッとやってしまうものと。

○奥村構成員 PSW の場合は 7 日間で、1 日確か 9 時間かな、何かそんな感じのすごい殺人的な。それから ST の場合は 10 日間で、これもやはり 1 日 7 時間とか 8 時間とか、そんな感じだったと聞いています。連続して 1 週間仕事を休めるかという問題と、それをクリアするのに土日分けて、土日 4 回とかそういうのも作ったというので、いろいろなパターンがあって、全国でやっていたということです。

○北村座長 土日パターンがあったらいいですね。私も産業医を取るときに半年ぐらい土日全部潰して、そうしたら受験資格を取れましたから。ただ、それも大変ですね、土日を半年潰すのもね。でも 60 時間ぐらいが妥当ではないですか。

○奥村構成員 それだと、つまり会場を押さえるのが、今から言うと 1 年後よりも前に講習会が始まらなくてはいけないのですね。来年の今頃には始まる必要が。その申込みなども始めなくてはいけない。講習会を 1 週間押さえられる会場はほとんど不可能なのですね。既にいろいろ当たっているということなのですから、でも 7 日間というのは無理だと考えたほうがいいと思います。

○北村座長 スピーチセラピストで 60 時間だったら、それ以上は欲しいという気はしますけれどね。

○宮脇構成員 受験生も、言語聴覚とか精神保健福祉士のときのような受験生の人数では収まらないと思うのですよ。すごいことになるような気がして、それはここで話すことではないかもしれませんが、その辺もちょっと考えておかないといけないなと思ったのですが。

○北村座長 学ぶべきことの広範さを言うと、スピーチセラピストは嚥下も含めても、この辺りでそんなものではないですか。心理はもっとあるから、やはり最低 60 時間はイメージとしてありますね。それをまたどうするかは研修会のやり方による。かと言って 500 人集めてやって、教育の実が上がるとは到底思えないですね。大抵寝てしまいますものね。

そうでなくて、やはり考えてディスカッションするような形で本当はやってほしいです。でも 100 人集めても、10 人に分けても 10 グループ、そんな場所がどこにあるという感じですかね。ここではそこまではやらないですが、一応たたき台では、この講習会の受講は 60 時間のイメージで進めさせていただきたいと思います。

ほかのルートは当たり前ですが、新しい科目に相当する学部であり、大学院という認識なのですが、そうすると困りますか。大丈夫ですか。

○吉川構成員 困ります。これまでに臨床心理士養成指定校の大学院教育で毎年およそ 3,000 人、心理の専門職になる科目を履修した修了生を送り出してきた実績がありますのに、それと全く違う資格という理解のもと 60 時間もの講習を受けて、受験資格が与えられるという方向で、お話が進んでいるようですけれども、衆議院でも参議院でも公認心理師法施行に関わる附帯決議として、従来の臨床心理専門職の現場に混乱をもたらさないようにという決議がありました。

このまま突き進んでいくと、現場に大変な混乱をもたらしますし、心理専門職養成教育現場も非常に大変になります。つまり、せっかく法を作ったのですけれども、受講できる現任者の人数が限られてしまうために少しずつしか公認心理師が生まれてこないわけですね。それであれば、今、ここの附則の読み方によって、全く同じ科目を履修するという前提を、やや緩和していただくことで、かなり多くの人に受験資格を認めることができると思います。

附則第 2 条の、1 号、2 号で言っている、必要な科目、省令で定めるものということですが、この科目の幅の設定によっては、臨床心理士養成指定大学院修了者は、公認心理士カリキュラムと全く同一とは言えないまでも、既にこれらの科目内容のかんりの部分を履修してきていると考えられます。

プラス 60 時間研修が必要かと言われると、既に大学院で相当たくさん学んで、臨床心理士になっている人だけでも 3 万 4,000 人いるということであれば、その人たちの講習時間は短くなるのではないのでしょうか。しかし公認心理師と臨床心理士は別の資格ですから、少なくとも臨床心理士養成大学院で学んできたということで、これだけの単位を取ってきましたという履修単位数の保証はできるわけですね。とすると追加する科目数は随分少なくなってくるし、場合によってはゼロに近付いてくる。

それから、今、既に在学している人たちの受験資格をどうするかについては、ここで省令がどのように科目を制定されるかというところによって、かなり混乱の度合いが違ってくるのではないかと考えております。

○北村座長 それでは、まず整理して御質問します。①②で、学部を卒業して大学院でやるという人は、今の大学院は新しく提案した科目のほとんどを読み換えるぐらい履修していますよね。修論だけ書いていて授業を聞いていないなんていう人はいないですよ。大丈夫ですよ。そうすると①②は OK ですよ。③④は、今度は学部教育になりますが、学部で心理学部になっているところは、あの科目はほとんど大丈夫ですよ。問題は文学

部心理学科とかその他でどうかということがあると思うのですが、混乱を起こしますかね。追加で学んで。

○丹野構成員 いろいろなケースがあると思うので、足りない科目を補習なり講習で補うのがよい。内容はカウントするけれど、足りないものは、やはり何らかの講習をするしかないかと思うのですけれども。

○北村座長 それを受けてもらえば、施行後に大学院に入ってもらえればいいし、施行後に実務経験2年あるいは3年をやって、受験資格を得てもらえばいいということで、この③④もそんなに大きな混乱はないですか。

○宮脇構成員 ただ1点、気になるところがあるのですが、大学の場合に個別で実習をやっている所はあっても、大学の科目としてやっているというのは少ないのではないかと思います。今度は実習が必要になりますね。それを柔軟にと書いてあったような気がするのですけれども、どれぐらい柔軟にというか、実習を全然やっていない所が結構多いのではないかと思います。

○北村座長 全然ではないですか。

○宮脇構成員 大学で、ですよ。

○北村座長 そうか。

○宮脇構成員 その場合に3つ行ってこい、5つ行ってこいと言われると、かなり困るなと。

○北村座長 ただ、学部の場合は見学実習でも可としているので、どこかで見学実習、あるいは演習でもいいとは思っているのですけれども。

○宮脇構成員 ちょっと時間とか回数とかを減らしていただいて柔軟にさせていただいたら助かります。

○北村座長 そうですね、振り返りを随分、1時間見学して、その振り返りを3時間ぐらいでもいいかもしれませんけれども、余り言えないですが。

問題は、今、おっしゃられたのは講習の受講を60時間でやると大騒ぎになるかもしれない。1週間ぎりぎり、あるいは普通に考えて10日間として、10日間休める人がいない。あるいは土日土日を10日分といえど5週間かな。10日間を確保できない。でも、土曜日だけのコースで10週間、3か月ぐらい、それは無理ですかね。

○奥村構成員 会場確保が絶望的なのですね。オリンピックもあるし。なおかつ高い会場だったらあり得るわけですが、それだと恐らく受講生は10回受けたら20万円ぐらい払っていただかないと、とてもできないというのが実情です。

○北村座長 どこか山奥に合宿などというのは、10日間合宿コースとか。

○川畑構成員 この①②③④の比較案というものがあって、実務経験5年というコースがあるということは、現在の臨床心理士資格を持っている人は、ある意味、ほとんど①でいけるということだと思うのです。ですので、この講習の意味というのは、そういった学部、大学院で十分教育を受けたかどうか、そこの保証が十分でないという人に対してこれ

をするということなので、そういう意味では、ちょっとこの講習が安易な形になるというのは、趣旨に反することになるのだと思います。むしろそこはハードルが高くても、きちんと講習を受けることを義務付けるということでやっていただかないと、まずいのではないかと思います。

○奥村構成員 ごもつともではあるのですが、では1日8時間、9時間缶詰にして、500人の会場で一気にやるというようなことが、中身をちゃんと育てるかということ。それから、もちろんテキストを作るわけですから、このテキストをしっかりしたものを作った上で勉強をしてきていただく。それで何回か、そんなにたくさんではない講習会を設けて、その何らかの確認作業をするとか、もうちょっとやり方を工夫する必要があるかと、実情的には思います。

○北村座長 ただ60時間と決めて、そのうち30時間まで自宅学習を認めるというのは、ちょっと世の中が納得しないような気がしますね。微妙ですね。かと言ってスピーチセラピストが60時間なのに心理がそれより少ないというのは、世の中がびっくりしますね。

時間も過ぎたので、これはこれで、熱い議論をありがとうございました。大体、論点もありますし、場合によっては素案は素案だけれども、これに対して異論をしっかり併記して出すことも可能ですので、また素案のまとめをやりたいと思います。それでは事務局のほうから今後の予定をお願いいたします。

○松本主査 次回の日程ですが、当初6回程度と申しておりましたが、第7回を引き続き開催したいと思います。日程については3月9日を予定しております。追って詳細を御連絡させていただきます。事務局からは以上です。

○北村座長 先ほど言ったように、反対意見をしっかりと、議事録ではなくて併記することも可能で、それで親会に上げることもあります。年度内に終わることにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、少しオーバーしてすみませんでした。ありがとうございました。